

兵庫県公報

平成26年10月17日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	1

告示

兵庫県告示第908号の2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成26年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路
3.4.94号一庫紫合線
- 都市計画を変更する土地の区域
猪名川町伏見台5丁目並びに内馬場字藤垣内、垣内及び向大道並びに原字中尾、瓢子ヶ谷、薑谷、一ノ谷、尾鼻ヶ尾及び京尾谷並びに紫合字古津側山
- 都市計画の案の縦覧期間
平成26年10月17日から同月31日まで
- 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、猪名川町まちづくり部都市環境課、川西市都市整備部まちづくり政策室都市計画課